⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：147,671,218円 運営費交付金分：478,811円 地方公共団体出資分：77,360円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	83,505,034円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額※		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額※	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
5,185,778円	78,278,439円	39,980円	—	—	147,671,218円	77,360円

（注１）控除する費用の金額の確定、国庫納付及び減資については、平成28年度を予定しております。

（注２）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。

（注３）※については見込額を記載しております。

〔賃貸等不動産関係〕

１．賃貸等不動産の概要

当機構は、賃貸等不動産として雇用促進住宅を全国1,168箇所に有しております。

雇用促進住宅は、昭和36年度から労働者の地域間及び産業間の移動の円滑化を図ることを目的に設置運営してきましたが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」といいます。）附則第５条に基づき譲渡又は廃止を図るとともに、それまでの間の管理運営を行っているところです。

なお、雇用促進住宅の譲渡・廃止については、「規制改革推進のための３か年計画」（平成19年６月22日閣議決定）により、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了することとされております。

当機構では、遅くとも平成33年度までにすべての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することを決定し、譲渡等業務を進めているところであり、平成28年度において、全国1,106住宅を東西２ブロックに分割し、それぞれ一括で売却することとした一般競争入札の公告を行ったところです。詳細は〔重要な後発事象〕に掲記しております。

２．賃貸等不動産の時価の把握について

当機構が保有する雇用促進住宅については、閣議決定等に基づき譲渡・廃止を進めつつも、入居者に対する住宅供給サービスを維持する必要があるため、通常の賃貸物件と同様の売却を行うことが下記のとおり制約されており、実際の譲渡価額が鑑定評価額と乖離することが見込まれていること、また、自由な処分及び収益を前提とした売却が想定されていないことから、適正な時価を把握することは困難であると判断しております。

なお、下記３において、参考値として土地及び建物の固定資産税評価額を開示しております。

【雇用促進住宅売却時の条件】

①　地方公共団体等の要望により設置された経緯を踏まえて、設置市町村に対して現入居者の受入を前提とした譲渡協議を行っており、公的な住宅として10年間利用することを条件に一定の減額措置（国有財産特別措置法に基づく国有財産の売却に準じた方法）を講じた上で譲渡することとしております。

②　民間事業者への譲渡にあたっては、入居者保護を図る観点から、事前に入居者説明会等を行った上で一般競争入札を実施することとしており、併せて10年間の転売禁止、入居者の賃貸条件変更禁止といった保護規定を設けた上で売却することとしております。

３．貸借対照表計上額及び固定資産税評価額

科目	貸借対照表計上額			固定資産税評価額（参考値）
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
土地	214,415,867,787円	△　12,192,571,021円	202,223,296,766円	182,085,432,927円
建物	70,915,149,440円	△　7,484,287,456円	63,430,861,984円	168,377,583,767円

※貸借対照表計上額は、減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の金額です。

※固定資産税評価額は、平成27年１月１日現在の課税標準額です。

※当事業年度における主な減少事由は、減価償却、減損損失及び固定資産の売却によるものです。

４．賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況

賃貸等不動産に関する当事業年度における業務収益は18,397,165,889円であり、業務費用は21,888,526,496円（うち、損益外減価償却相当額3,766,876,223円、損益外減損損失相当額311,903,659円）です。

なお、雇用促進住宅の処分により、損益外売却額9,827,229,359円及び損益外除却額18,015,218円が生じております。

〔雇用促進住宅の処分に係る会計処理について〕

雇用促進住宅の処分を行った場合については、機構法附則第５条第６項に基づき、資本金を減少させる会計処理を行っております。

また、当該処分に係る収入について、同条第４項に基づき、厚生労働大臣が定める額を控除して国庫納付を行う場合については、当該控除額を負債の部に「国庫納付控除金預り金」として計上し、当該控除の目的に従った業務の進行に応じて、「国庫納付控除金収益」として収益化しております。

なお、当事業年度における会計処理額は以下のとおりです。

１．資本金の推移

雇用促進住宅の処分を行ったことに伴う、当事業年度における宿舎等勘定の資本金（政府出資金）の推移及びその内訳は以下のとおりです。

当事業年度期首の資本金額	296,811,334,405円
当期増加額	0円
当期減少額	16,903,757,924円
当事業年度期末の資本金額	279,907,576,481円